

(実施：公益社団法人東京都看護協会)

災害・感染症に係る看護職員等確保事業 2026年度 災害支援ナース養成研修 募集要項

災害支援ナース養成研修は、法律に基づき厚生労働大臣が実施する研修を、日本看護協会が厚生労働省から委託を受けて実施するものです。東京都看護協会では、厚生労働省・日本看護協会から委託を受け、本研修を実施します。

東京都との協定を締結している医療機関または締結を予定している医療機関等において、災害・感染症発生時に活動できる災害支援ナースの登録者を増やすことが急務であるため、**災害・感染症発生により派遣場所で看護業務を主体的に実施・対応できる看護職の方のご推薦をお願いいたします（実務年数5年以上がのぞましい）。**

- 1. 目的** 災害発生時や新興感染症発生・まん延時に、都道府県において迅速に看護職等の確保を図るため、他の医療機関等への派遣に的確に対応できる看護職を養成する
- 2. 対象** 災害・感染症に係る派遣により、派遣場所で災害支援看護業務及び新興感染症支援看護業務に従事することを旨とする方
- 3. 定員** 各回 70名（定員を超えた場合は選考）、今年度は3回実施
- 4. 受講料** 無料
- 5. 研修方法** オンデマンド研修（20時間）の後、集合研修（2日間）
※オンデマンド研修（講義動画視聴）を終了していない場合は、集合研修の受講はできません。
※第1回・第2回・第3回は、すべて同じ内容です。申込時に受講希望回をご記入ください。

	第1回	第2回	第3回
オンデマンド研修（20時間） ※集合研修の前に受講終了する必要がある	2026年8月30日（日） ～2026年10月11日（日）	2026年9月27日（日） ～2026年11月8日（日）	2026年12月13日（日） ～2027年1月24日（日）
集合研修（2日間）	演習：災害（1日間） 2026年10月17日（土）	2026年11月14日（土）	2027年1月30日（土）
	演習：感染症（1日間） 2026年10月18日（日）	2026年11月15日（日）	2027年1月31日（日）

6. 研修の構成（概要）

構成と主な内容		研修時間	
オンデマンド研修	講義	A. 総論 ・災害・感染症に係る派遣の体制	120分
		B. 災害各論 ・災害医療の基礎知識 ・災害時に求められる看護支援活動 ・災害時の心理的変化と心のケア など	540分
		C. 感染症各論 ・新興・再興感染症の基礎知識 ・災害支援ナースが知っておきたい感染症 ・災害時の感染症対策 など	540分
集合研修	演習	D. 災害・感染症 ・講義：東京都における災害・感染症に係る派遣時の看護支援活動 ・災害時の看護職の活動の実際 ・感染症拡大時の看護職の活動の実際 など	2日間 講義 60分 災害 270分 感染症 270分

- 7. 修了要件** オンデマンド研修の指定講義をすべて視聴し、さらに集合研修2日間の全時間出席された方に修了証を発行します。

【受講申込について】

8. 申込期間 2026年6月8日（月）～7月12日（日） ※メールによる申込書必着

9. 申込方法 看護管理者（医療機関）・責任者（医療機関以外）を通じて、**施設単位で申込**
※申込にあたっては、申込者の所属施設が東京都と協定を締結することに同意しているか、
既に締結している必要があります。
※個人単位での申し込みはできません

10. 提出書類 2026年度 東京都看護協会 災害支援ナース養成研修 受講申込書

●受講申込書は、以下の流れで当協会ホームページからダウンロードし、ご作成ください。

東京都看護協会ホームページ▶災害支援ナース▶2026年度 災害支援ナース養成研修 募集要項
▶10. 提出書類 から受講申込書がダウンロードできます

●必ず看護管理者・責任者から、**メール**にて受講申込書を当協会にご提出ください

【メールでの提出先】

公益社団法人東京都看護協会 災害支援ナース養成研修事務局
e-mail : saigai@tna.or.jp

11. 受講決定 2026年7月下旬

●受講可否については、看護管理者・責任者宛に郵送で通知します

●受講決定者には、看護管理者・責任者宛の郵送物に受講決定通知書を同封します

12. 申込に関する注意事項等

- ・貴施設で、**災害・感染症発生により派遣場所で看護業務を主体的に実施・対応できる方**をご推薦ください。
- ・応募者多数の場合、医療機関を優先し、申込者リストの優先順位に応じて決定します。

【申込者にご周知ください】

- ・修了者は、氏名、生年月日、性別、メールアドレス、電話番号、勤務先、保健師/助産師/看護師籍または准看護師籍の登録番号、研修修了に係る登録証番号の提供をもって「災害・感染症医療業務従事者」「災害支援ナース」として登録されます（EMISへの登録含む）。この情報は厚生労働省と東京都、および日本看護協会に提供します。
- ・修了者は、今後5年ごとに更新研修の受講が必要です。
- ・派遣が決定した場合、派遣に係る必要物品は所属施設または災害支援ナース個人での準備が必要です。

13. 研修スケジュール



【本研修に関する問い合わせ先】

公益社団法人東京都看護協会
事業部 危機管理課 災害支援ナース養成研修事務局
電話 03-6300-5447（危機管理課直通）
e-mail saigai@tna.or.jp